## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴趣意は、弁護人島崎良夫提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

事実誤認の控訴趣意について。

原判決挙示の証拠を綜合すると、被告人は自動車運転者であるところ、昭和三十 三年十月十八日午後八時過頃、自動三輪車富六す一四九七〇号を運転し、県道三日 富山県黒部市ab番地映画館A先にさしかかつた際、右自動 市宇奈月線を西進し、 三輪車左側後部を歩行者B及び同Cに接触させてその場に転倒せしめたこと て右Bは頭部打撲による頭蓋内出血により翌十九日午前一時二十五分頃死亡し、 Cは加療約四週間を要する腰部挫傷を負うたこと、及び右両名を転倒せしめた際被 告人は被害者の救護その他必要な措置を講じないで操縦を継続し立ち去つたこと、 を肯認するに足る。所論は、原判示第二の事実について、「道路交通取締法第二十四条第一項第二十八条第一号所定の犯罪が成立するには、運転者に自己の運転する 自動車の交通に因り人を殺傷した事実の誤認が必要なるところ、被告人は、本件事 故当時偶々飲酒により注意力ないし判断力が散漫であつたため、被害者に対する接 触を感ぜず、被害者Cの転倒に気付いたが、それは同人が待避の拍子に自ら転倒したものと誤信し、操縦を継続したもので、被告人に殺傷したことについての認識が なかつた。」旨主張する。そこで道路交通取締法の各規定を検討するに、過<要旨> 失犯をも処罰する明文はもとより、過失犯処罰の趣旨が認められないから、車馬等 の操縦者等が同法第二十四〈/要旨〉条第一項、同法施行令第六十七条第一項によるいわゆる緊急措置の義務に違反し、同法第二十八条第一号の処罰の対象となるには、 これ等の者が交通事故に因り人の死傷又は物件の損壊を生ぜしめたことについての 認識を必要とするものと解すべきこと所論のとおりであり、当該操縦者等に、その 認識がない以上、認識しなかつたことについて不注意による廉があつたとしても、 又操縦する車馬等が人又は物件に接触し若しくはこれを転倒せしめたことのみにつ いての認識があつたとしても、人の死傷又は物件の損壊を生ぜしめたことについて 認識がないかぎりその操縦者等に対し緊急措置の義務を負わせ、引いては右法条に よる刑事責任を負わせることはできないものと謂わねばならない。

量刑不当の控訴趣意について。

記録を精査し、被告人の性行、経歴殊に道路交通取締法違反等の前科の存在、本件犯行の態様、結果その他量刑に影響すべき諸般の情状を綜合するに、被告人に対し禁錮六月の実刑を科した原判決の量刑は相当であつて重きに失するものとは認められない。所論の諸点については十分なる検討を遂げ、その結果を考慮に容れたが、未だもつて原判決の科刑を変更すべき事由ありとなすに至らない。論旨は理由

がない。 よつて刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴を棄却することとし、主文のと おり判決する。 (裁判長裁判官 山田義盛 裁判官 辻三雄 裁判官 干場義秋)